

外国出願(特許・実用新案・意匠・商標)支援のご案内

公益財団法人岐阜県産業経済振興センターでは、県内中小企業の海外展開に向けた支援の一環として、基礎となる国内出願(特許、実用新案、意匠、商標)と同内容の外国出願にかかる費用の半額を助成します。

令和3年度「中小企業等外国出願支援事業」

(中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金)

1 補助対象となる特許等

既に日本国特許庁に出願済みの特許、実用新案、意匠及び商標を活用して、海外展開を図るために外国へ出願する事業。ただし、交付決定日以降、令和4年2月10日までに外国特許庁への出願又は指定国への国内移行が完了するものに限りします。

2 補助対象企業

外国出願を予定しており、以下の(1)から(3)までの要件をすべて満たす企業等

(1)岐阜県内に本社を置く中小企業者等又はそれらの中小企業者等で構成されるグループ

(2)補助金交付を受けるにあたり、国内弁理士等の協力を受けられること(国内弁理士等に依頼しない場合は、依頼する場合と同等の書類(間接補助金交付の必要書類)を自らの責任でセンター宛てに提出できること。)

(3)国およびセンター等が行う補助事業完了後の状況調査に協力する中小企業等

3 補助対象経費

外国特許庁への出願に要する出願手数料、弁理士費用、翻訳料など。

※ 補助対象経費のうち、交付決定日から令和4年2月10日までに支出が完了した経費が補助対象となります。交付決定日前に要した経費は、補助対象となりません。

※ 補助対象外費用: 国内出願費用、日本国特許庁へのPCT出願費用(国際出願手数料、国際調査手数料、送付手数料、優先権証明願、予備審査手数料、日本国特許庁への国内移行手数料等)、日本国特許庁への国際商標登録出願の手数料、前述の費用に係る弁理士費用等

※ 特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法(PCT国際出願を同国の国内段階に移行する方法)の場合には、PCT国際出願時に日本国を指定締約国として含まなければこの補助金の対象となりません。

4 補助率及び補助限度額

補助率 補助対象経費の1/2以内

補助額 1企業に対する1会計年度内の上限額: 300万円

案件ごとの上限額: 特許150万円、実用新案・意匠・商標60万円、冒認対策商標30万円

※ 上記金額は、消費税及び地方消費税を除きます。補助金額は、審査結果等により申請額を減額して交付決定することがあります。

5 申請方法(申請を希望される場合は、事前にご連絡・ご相談ください。)

当センターのホームページから申請書類をダウンロードし、必要書類を添えて持参又は郵送により、裏面の宛先に1部提出してください。なお、申請書類は返却しません。

ホームページアドレス <https://www.gpc-gifu.or.jp/topics/2021051701/index.asp>

6 申請期間

令和3年5月17日(月)～6月18日(金)午後5時まで(必着)

7 対象となる案件の具体例について

裏面をご覧ください。

8 選考方法等

企業の選定にあたっては、審査委員会で選考のうえ、令和3年7月下旬頃に決定する予定です。

なお、審査の経過や内容に関するお問い合わせには、お答えできませんのでご了承ください。

【対象となる案件の具体例について】

A：特許

- ① 日本国特許庁に国内出願を完了しており、採択後、令和４年２月１０日までに優先権を主張して外国特許庁に対して行う出願
- ② 受理官庁として日本国特許庁に対しＰＣＴ出願を完了している案件で、採択後、令和４年２月１０日までに外国特許庁に対し国内移行を行う案件
- ③ ＰＣＴ出願を、外国特許庁を受理官庁として出願しており、日本国特許庁への国内移行も完了している案件で、採択後、令和４年２月１０日までに外国特許庁に対し国内移行を行う案件

B：実用新案

- ① 日本国特許庁に特許出願又は実用新案出願を完了した案件で、採択後、令和４年２月１０日までに優先権を主張して外国特許庁に実用新案出願を行う案件

※ 実用新案に関しては、日本国特許庁に対する特許出願を基礎として優先権を主張して外国特許庁へ出願することもパリ条約上可能であるため、日本国に対する基礎出願は特許若しくは実用新案いずれの出願でも構いません。

- ② 受理官庁として日本国特許庁に対しＰＣＴ出願を完了している案件で、採択後、令和４年２月１０日までに外国特許庁に対し国内移行を行う案件
- ③ ＰＣＴ出願を、外国特許庁を受理官庁として出願しており、日本国特許庁への国内移行も完了している案件で、採択後、令和４年２月１０日までに外国特許庁に対し国内移行を行う案件

C：意匠

- ① 日本国特許庁に意匠出願を完了している案件で、採択後、令和４年２月１０日までに優先権を主張して外国特許庁に意匠出願を行う案件
- ② 意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定（以下「ハーグ協定」という。）に基づき、外国特許庁への出願を行う案件（ハーグ協定に基づく国際出願時に日本国を指定締約国とするものを含む。）

D：商標

- ① 日本国特許庁に商標出願若しくは商標登録を完了している案件で、採択後、令和４年２月１０日までに外国特許庁に直接商標出願を行う案件（出願予定国での先行調査等で問題がなければ、出願にあたって優先権主張の有無は問いません。）
- ② 日本国特許庁に商標出願若しくは商標登録を完了している案件で、採択後、令和４年２月１０日までにマドプロ出願を行う案件

注：商標案件の場合は、日本国特許庁に行っている基礎出願をアルファベット表記又は現地語等に翻訳している案件も対象となります（基礎出願の訳語は基礎出願と同一内容とみなします。）。

□：冒認対策商標について

昨今、日本の地名のみならず、地域ブランドや企業ブランド等が、海外で第三者によって抜け駆け出願されるといった冒認出願問題が深刻化しています。本事業では、「日本において既に出願又は登録済みの商標に関する第三者による抜け駆け出願」を冒認出願、その対策を目的とした外国への商標出願を「冒認対策商標」とします。通常の出願では外国での事業展開計画を求めますが、冒認対策商標では事前に外国において適時の商標出願をしておくこと自体が将来の事業展開に向けて重要であることから、冒認出願対策の意思の確認のみで出願可とします。

【お問合せ先・申請書提出先】

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター 経営支援部 取引課
〒500-8505 岐阜市藪田南5丁目14番53号 OKB ふれあい会館10階
TEL:058-277-1092 FAX:058-273-5961